

# 信州安保法制違憲訴訟、原告募集!

安保法制は、間違いです。

憲法9条があるのに、政府が勝手に、解釈を変えちゃっていいの？  
おかしいでしょ。間違いでしょ。

間違っていたら、言わなくちゃ。

「安全保障法制、やっぱり、おかしいよね」「間違ってるよね」「ヤバイよね」と感じている皆さん!

「間違ってます!」と言って、いいんです!  
これって、当たり前のことだと思いませんか。

わたしたちは、当たり前のことをやろうと思い、この違憲訴訟を起こすことにしました。

憲法は、空気みたいなもので、そっと出しゃばらずに、国民一人一人を見守ってくれている法規範です。

そういう、今の憲法を大切にしたい。  
それは、自分たちのためであり、何より、未来の日本に住む人々のためになると信じています。

世界が平和であるために大切なのは、武力の行使ではありません。

それは、日本国憲法が70年かけて実証してきたこと。  
この尊い事実を、わたしたちが生きているこの時代に、捻じ曲げられるわけにはいかないのです。

訴訟は、最終的にはその結論を裁判官の判断にゆだねるもので、結果はどうか分かりません。

でも、間違っていることには、「間違っています」と声を上げないと、認められていることになってしまうと思い、この裁判を始めようと考えました。

「間違ってるよね」と感じている方、ぜひ、一緒にやりましょう!

## 原告参加 Q&A

### 原告参加条件について

Q.原告として参加するための条件は何ですか。

→安保法制を違憲と考える長野県在住の方であれば誰でも原告になれます。  
政党や宗教、思想、国籍は問わず、個人の資格で原告になるものとします。

Q.20歳未満でも原告になれますか。

→20歳未満の方も原告になれます(但し、18歳以上に限らせて頂きます)。なお、20歳未満の方が原告になる場合は、訴訟委任状に親権者の署名押印が必要になります。例えば、19歳の小林さくらさんが原告となる場合で、父親が小林一郎さん、母親が小林花子さんの場合、「小林さくら親権者代理人小林一郎(印)小林花子(印)」という署名押印を戴くこととなります。

### 原告参加の手続について

Q.身分証明資料のコピーはなぜ必要なのですか。

→架空の人や本人の了承なく原告となることを防ぐためです。既に原告となっている人と面識がある方は身分証明資料のコピーは不要です。なお、申込みにより得た個人情報、業務上の連絡、原告団の連絡などの活動以外に使用しません。

Q.参加申込書に「一言」欄があるのはなぜですか。

→裁判では、原告が平和的生存権や人格権などの権利について具体的に侵害されたことの主張が必要になります。例えば戦争に行かれたり、空襲や原爆経験者であったり、あるいは若者であったり、小さな子どもを持つ親であったり、具体的に今回の安保法制に対してどのような具体的な危惧を抱いているかが重要になります。そのような事情について簡単にでも記載戴ければ、訴状その他主張書面、陳述書等を作成するに当たって参考となりますので、是非とも記載をお願いできればと思います。

Q.参加申込みに期限はありますか。

→第一次訴訟の原告の締め切りは平成28年7月10日(必着)となります。その後も状況によっては第二次訴訟等も検討いたします。

### 原告について

Q.原告となることで、名前は一般に公表されますか。

→違憲訴訟の会の側からご本人の同意なく名前を公表することはしません。但し、訴訟手続上、被告である国には原告の名前を記した訴状が送付されます。また、第三者が裁判所で訴状を閲覧することは可能ですが、正当な理由が必要であり、誰でも認められるわけではありません。マスコミなどで本人の同意なく名前が報道されることは通常考えられません。

Q.原告になるとなにか不利益を受けたりしませんか。

→裁判を受ける権利は、憲法によって認められた国民の権利です。この権利行使を理由として、不利益を課すことは到底許されません。ですから、不利益を受けることはありません。  
ただ、憲法については、いろいろな考え方があり、ご家族でも意見が違う場合があると思います。原告になることによって、家族や友人とトラブルになることは避けていただきたいところです。

Q.原告になった場合、やらなければいけないことはありますか。

→訴訟提起後の段階になりますが、可能であればお願いしたいのが、陳述書の作成です。もっとも、ひな形は作成しますし、訴訟等への思いを簡単に記載して戴くことで構いません。

Q.原告になった場合、裁判所に出席しなければいけませんか。

→裁判所への出席は弁護士(代理人)が行いますので、原告は必ず出席しなければいけないというわけではありません。但し、ご都合がよろしければ、是非ご出席戴ければと思います。傍聴席を埋めることが、裁判官に対し良い結果を出して欲しいとのメッセージとなるからです。なお、弁護士は長野県弁護士会所属の弁護士が中心となります。代理人となる弁護士は10人以上となり、今後も増える見通しです(委任状に記載される弁護士は追加となります)。

Q.費用の負担はありますか。

→原告参加費用として3,000円をお願いいたします。これは裁判所に納める印紙代等の実費に充てられます。また、裁判の報告等を郵送で受領することを希望される場合、別途1,000円の振込をお願いいたします。これ以外の費用の負担はありません。ただ、事務局や弁護団は手弁当で担当しますが、コピー代その他実費など、裁判の継続には費用がかかっていきますので、よろしければカンパをお願いできればと思います。

Q.途中で原告を辞める場合に費用は返還されますか。

→原告参加費用は裁判所に提出する訴状に添付する印紙代等に充てますので、訴状提出後に原告団をやめられても参加費用はお返しできません。予めご了承ください。

Q.違憲訴訟ということですが、具体的にはどのような裁判を行うのですか。

→日本では抽象的違憲訴訟は想定されていないので、具体的な権利侵害を主張して訴訟を行う必要があります。裁判の内容については現在弁護士・学者において検討しておりますが、基本的には慰謝料請求、すなわち違憲である安保法制立法がなされたことによる精神的苦痛についての損害賠償(国家賠償)を求める裁判となる予定です。これを求める根拠として、今回の安保法制立法が違憲であること、それに伴う具体的な権利侵害について、主張していくこととなります。

Q.裁判所はどこになりますか。

→長野地方裁判所(長野市旭町1108(JR長野駅善光寺口から市内循環バス「ぐるりん号」合同庁舎前下車))になります。

Q.今後、裁判の進行についてはどのように報告されますか。

→基本的には、ホームページやメールで報告させて戴きます。郵送希望原告については郵送いたしますが、事務作業が膨大になりかねないため、できましたらホームページやメールでの報告をご確認戴くことを原則とさせて頂いて戴ければと思います。また、集会を開催しての報告も予定しております。

# 原告参加申込方法

- 1 原告参加の3点セットの交付  
①原告参加申込書 ②訴訟委任状 ③身分証明資料の写し
- 2 参加費用(3,000円)の支払

## 直接面接による申込の場合

別紙の「原告参加申込書」に必要事項を記入して、原告参加費用3,000円(後日振込可)、記入済み委任状(後日郵送による提出可)とともにお申し込みください。

## 直接面接以外による場合

### ①FAX・郵送・メールによる申込み

別紙「原告参加申込書」に必要事項を記入して郵送で下記記載の送付先にお送り下さい。電子メールでのお申し込みは、ホームページ(<http://shinshuanpoiken.jimdo.com/>)内のメールフォームからお申し込み下さい。

②原告参加申込書に記載していただいた住所に訴訟委任状の書式をお送りします。

③訴訟委任状と身分証明資料(免許証、パスポート、学生証、健康保険証等)のコピーを、一緒に裏面記載の住所に郵送してください。ただし、紹介者の欄に既に原告に加わっている人を書いていた方は、この身分証明資料は必要ありません。

④委任状に記載したご本人の名義で、原告参加費用3,000円を末尾記載の口座にご送金ください。

⑤原告参加申込書と訴訟委任状、身分証明資料(3点セット)が事務局に到着し、原告参加費用の振り込みが確認できた時点で、原告として登録されます。

※申込みにより得た個人情報、業務上の連絡、原告団の連絡などの活動以外に使用しません。

※原告参加費用は裁判所に提出する訴状に添付する印紙代等にあてますので、訴状提出後に原告団をやめられても参加費用はお返しできません。ご了承ください。

## ●申込書・委任状送付先

〒390-0861

長野県松本市蟻ヶ崎1-3-7

安藤法律事務所気付「信州安保法制違憲訴訟の会」宛

安藤法律事務所

TEL 0263-39-0330

## ●原告参加費用、カンパ、郵送希望原告申込金振込先

1 上田信用金庫 常磐城支店 普通預金 口座番号 0004343  
口座名義 信州安保法制違憲訴訟の会

2 ゆうちょ銀行振替口座

口座記号番号 00550-3-102643 加入者名 信州安保法制違憲訴訟の会

※上記の口座を、他行等からの振込口座として利用される場合は、下記内容をご指定ください。

店名(店番) 〇五九店(059) 預金種目 当座 口座番号 0102643